

第 5 5 号議案

足立区水洗化設備資金融資あつせん及び利子補給条例を廃止する
条例

上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区水洗化設備資金融資あつせん及び利子補給条例を廃止する
条例

足立区水洗化設備資金融資あつせん及び利子補給条例（昭和 5 6 年足立区条例第 2 1 号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の足立区水洗化設備資金融資あつせん及び利子補給条例（以下「廃止条例」という。）第 7 条第 2 項の規定により区長が譲渡を受けた債権については、廃止条例第 8 条及び第 9 条の規定は、この条例の施行後も当該債権の管理が継続する間、なお効力を有する。

（提案理由）

水洗化設備資金融資あつせん及び利子補給事業を廃止する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。